

免税軽油制度における林業者の対象制限の緩和を求める意見書

国土の7割を占める我が国の森林は、木材の生産はもとより、水源の涵養や土砂の流出防止、生物多様性の保全や地球温暖化防止などの公益的機能を有している。

全国的に、戦後植林した人工林が利用期を迎えており、間伐、主伐等による木材の利用及び主伐後の再造林など、森林資源の循環利用の推進と、それによる森林の公益的機能の発揮が求められている。

しかしながら、郡上市の林業は、機械化の遅れなどから、生産性が低く収益が少ないため、森林所有者の林業への関心は低下し、森林の手入れが進まず森林の公益的機能の発揮等に支障をきたすことが危惧されている。

こうした中、平成27年度には市内で大型製材工場が稼働し、新たに数万 m^3 の木材需要が創出されることとなった。地域資源を活用した林業・木材関連産業の振興に向け、今後、さらに森林の間伐などの適正な整備、主伐などによる木材生産や利用が求められる。

しかし市内で林業に従事する事業者は、年間の素材生産量が比較的少ない個人事業者が多く、生産拡大、利用拡大につなげるための免税軽油制度の対象とならないことが多いのが現状である。

より多くの市内林業者の産業基盤の確立、促進のための方策として、林業に使用する機械の動力源である軽油に係る軽油引取税の特例措置の対象制限を、現行の「素材生産量1,000 m^3 以上」から「500 m^3 以上」へと緩和することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月18日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣
農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、内閣官房長官